

# 生徒心得

石川県立鶴来高等学校

「質実剛健」、「和」、「自立」の校訓のもと、本校の教育目標を達成するために、また生徒全員が安全に、安心して学校生活を送ることができるようにするために次の心得を掲げる。

## 1 服装・容儀規定

- (1) 服装は簡素、清潔、端正を心がけなければならない。
- (2) 学校生活および登下校する際、また公式の行事や大会に参加する際は、本校指定の服装を着用すること。
- (3) やむを得ない事情で異装をする場合は、ホーム担任を通じて生徒指導課に異装届を出し、異装許可証の交付を受けなければならない。
- (4) 服装のうち制定されているものは以下のものである。  
男子 制服【上着、ズボン、カッターシャツ（長袖・半袖）、セーター（希望者のみ）、ネクタイ】、靴下、内履きスリッパ、ズック（内、外履き用）、体育衣  
女子 制服【上着、スカート、ズボン、ブラウス（長袖・半袖）、セーター（希望者のみ）、ネクタイ・リボン】、靴下、内履きスリッパ、ズック（内、外履き用）、体育衣

## (5) 服装の基準

### ① 制服

男子 冬・合・夏の3種とする。

（冬服）本校指定のブレザー及びズボンを着用し上着及びズボンの形や丈を勝手に変えない。

ネクタイは指定のものに限る。

セーターは指定のものに限る。

長袖ボタンダウンシャツは指定のものに限る。

（合服）上着を脱いだ形とする。

（夏服）指定の半袖ボタンダウンシャツを着用する。

常時、ボタンダウンシャツの裾をズボンの上に出してはならない。

また、ネクタイを外し第一ボタンは開けても良いが、第二ボタンは閉めること。

女子 冬・合・夏の3種とする。

（冬服）本校指定のブレザー及びスカート又はズボンを着用する。

スカート丈は、膝の下端を基準とする。

勝手に形や丈を変えたりしないこと。

ネクタイ（リボン）は指定のものに限る。

セーターは指定のものに限る。

（合服）上着を脱いだ形とする。スカート又はズボン、長袖ボタンダウンシャツは冬用のものを兼用する。

（夏服）指定の半袖ボタンダウンシャツを着用する。常時、ボタンダウンシャツの裾をスカート又はズボンの上に出してはならない。

また、ネクタイ（リボン）を外し、第一ボタンは開けても良いが、第二ボタンは閉めること。

### ② コート

コート類、ダウンジャケット類、フリース類、パーカー類の防寒・防雨・防雪を目的とした

外套を着用してもよい。ただし、高価で華美なものは許可しない。また、上記のものであっても制服を着ないで着用すること、また制服の下に着用することは認めない。

③ はきもの

登下校には革靴又はスニーカーを用いる。型、色彩の派手なもの及びサンダル、下駄を使用してはならない。また、校舎内では指定のスリッパを用いること。

④ 靴 下

男子は白・紺・灰・黒色のもので、くるぶしが隠れる長さとする。

女子は指定のハイソックス、またはこれに準ずるものであること。

⑤ 付属品・下着

マフラーは華美なもの、風変わりなもの、極端に長いものを禁止する。

下着や肌着は華美でないものを必ず着用すること。

膝掛けは冬期間において生徒指導課で貸し出されたもののみ使用を認める。ただし、授業中のみの使用とし、膝掛け以外の用途で使わないこと。試験中の使用は禁止とする。

(6) 容儀の基準

① 頭 髪

身だしなみとして常に整髪し、清潔、端正にしておかねばならない。

男子 前髪は目にかからない程度とし、サイドと襟足は耳や襟にかからない程度とする。パーマ等の髪の変形・染毛・脱色・極端な刈り上げは禁止する。

女子 前髪は目にかからない程度とし、パーマ等の髪の変形・染毛・脱色・エクステンション(つけ毛)・飾りつきヘアピンは禁止する。ヘアゴムを使用するときは、黒又は紺色、茶色のものに限る。縮毛矯正については、相談の上許可する場合もある。

② アイシャドウ、眉墨、口紅、色つきリップクリーム、マニキュア、ファンデーション等の化粧及びネックレス、ブレスレット、指輪、ピアス、タトゥー、刺青等の装飾は禁止する。

## 2 一般心得

### 【欠席、欠課、遅刻、早退などの届出】

- (1) 欠席、欠課、遅刻、早退をしなければならないことがあらかじめ明らかなきときは、事前にホーム担任に申し出る。
- (2) 当日欠席する場合は、必ず保護者が学校に連絡すること。遅刻の場合も学校に連絡することとし、登校後、生徒指導室又は職員室で手続きをすること。
- (3) 突然欠課又は早退の事由が生じたときは、所定用紙によってホーム担任へ届け出て承認を受ける。
- (4) 欠席、欠課、遅刻、早退の回数が多い場合は、保護者あてに注意を促すこともある。

### 【その他の届出】

次の場合は必ず所定用紙によりホーム担任又は部顧問に届け出ること。

- (1) 住所を変更した場合(教務課)
- (2) 下宿する場合(入退寮する場合も含む)(総務課)
- (3) 保証人に変更があった場合(教務課)
- (4) 自転車通学をする場合(生徒指導課)
- (5) 旅行をするとき(生徒指導課)
- (6) 登山、キャンプをするとき(生徒指導課)ただし冬山登山は禁止する。
- (7) アルバイトに従事するとき(生徒指導課)(別記)

- (8) 対外試合（練習試合も含む）に出場するとき（特活課）
- (9) 校外行事に参加するとき（生徒指導課）
- (10) 部、クラス等で親睦会等の行事をするとき（生徒指導課）
- (11) 自動車学校に入校するとき（生徒指導課）（別記）
- (12) 在学証明書、通学証明書等を必要とするときは事務室に申し出て所定の手続きを経ること。

### 【旅行】

旅行をするときは、保護者の同意、適切な付添者が必要である。学割交付の場合、次の項に該当しなければならない。

- (1) 休暇所用による帰省
- (2) 実験、実習などの正課の教育活動
- (3) 学校が必要と認めた特別活動又は体育文化に関する正課外の教育活動
- (4) 就職又は進学のための受験
- (5) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行

### 【アルバイト】

授業のある月曜日から金曜日のアルバイトは原則として許可していない。ただしやむを得ない場合、及び長期休業中で下記に該当するものを認めることがある。

- (1) 目的
  - ① 学業のための費用をまかなう。
  - ② 家庭経済を援助する。
- (2) 職種  
身体の危険を伴わない程度の労務、ただし、居酒屋などの酒類を提供する業務及び次に該当するものは原則許可しない。
  - (ア) 午後8時以降の業務。
  - (イ) 夏季休暇中は20日を超えるもの
  - (ウ) 冬期休暇中は10日を超えるもの。
  - (エ) 欠点科目保持者。
  - (オ) 生活態度不良の者。
  - (カ) 定期考査一週間前から考査終了までは禁止
- (3) 申請
  - ① 上記の目的・職種の条件が合致し、保護者よりアルバイト申請の説明があった場合、担任・学年団・生徒指導課・教頭が協議し申請を受け付ける。
  - ② 1年生については、1学期期末考査後までは申請できない。
- (4) 更新  
年度末に更新手続きをすること。
- (5) 許可停止
  - ① 定期考査で赤点をとった時。
  - ② 特別指導を受けた時。
  - ③ 遅刻・早退・欠席が、許可後増えた時。

※ 許可停止になった場合は、停止条件が改善され1ヶ月が経過するまで再申請できない。
- (6) 無断アルバイト

- ① 1 度目は生徒指導課説諭、及び1ヶ月間はアルバイト申請はできない。
- ② 2 度目以降は特別指導

#### 【運転免許取得】

自動車運転免許、自動二輪車運転免許、原動機付自転車運転免許の取得は禁止する。ただし、3年生で進路が決定し、免許の取得が必要で申請のあった者に対しては、自動車運転免許の取得を認める。

- (1) 自動車学校へ入校しても高等学校の教育第一であることを忘れてはならない。
- (2) 自動車学校への入校及び本免許試験の受験は学校の定める期日以降とする。
- (3) 現に特別指導を受けているものは、自動車学校に入校したり、本免許試験を受験してはならない。また自動車学校通学痛に特別指導を受けた者は、その期間中教習を停止すること。
- (4) バイク（排気量 50cc）の免許取得も禁止する。
- (5) 自動車、バイク通学は禁止する。

#### 【日常規則事項】

- (1) 貴重品や多額の現金は学校に持ってこないようにすること。
- (2) 学業や校内生活活動に必要でないものは持参しないこと。スマートフォン（携帯電話）等の通信機能を備えた機器は持ってきてよいが、校内では電源を切り、ロッカーに入れ鍵をかけ下校時まで使用は禁止する。
- (3) 登校時の通学やカバン・バッグは、リュックサック、スポーツバッグの利用を認める。ただし華美でないものであること。
- (4) 部活動以外は部室を使用してはいけない。

#### 【学校施設の使用その他】

- (1) 学校施設、校具等を万一破損し、または破損を発見したときは速やかに先生に申し出ること。
- (2) 集会その他の場合において、校具の移動又は持ち出しを必要とする場合は事前に必ず関係の先生の承認を受けなければならない。使用後は速やかに元の位置に戻し、責任をもって後始末を完了しなければならない。
- (3) 一切の掲示物は責任者名を記し事前に生徒指導課に申し出て許可印を受けなければならない。責任者は掲示期間完了とともにこれを除去する。
- (4) 印刷物等を発行し、又は配付するときには、事前に特活課の承認を受けなければならない。
- (5) 校内放送はみだりに使用してはならない。なお、放送については別に定めるところによる。
- (6) 火気、電気、電熱、ガス等の使用は、事前に関係の先生の許可を要する。使用後はその先生に報告し、後始末に細心の注意を払わねばならない。

#### 【始業、放課、登校、下校】

- (1) 生徒は始業5分前に登校するように心がける。
- (2) 下校時刻は原則として次のように定める。

4月から県高校新人大会（11月中旬）まで 午後7時15分

県高校新人大会（11月中旬）から3月末日まで 午後6時45分

定刻以降残留の必要があるときは、関係の先生の許可を受ける。ただし、監督、付添いの先生がおられるときはこの限りではない。

- (3) 校舎への出入りは生徒玄関を利用する。

- (4) 始業時から放課後までの間に、やむをえぬ用事のために外出の必要があるときは、ホーム担任に申し出て外出許可を受けなければならない。
- (5) 休日は、部活動や模擬試験、補習など教職員が指導監督する活動を除いて、登校を控えること。やむなく登校する場合は、事前に申し出ること。
- (6) 自転車通学を希望する場合は、「自転車通学届」を生徒指導課に提出し、許可を得ること。また自転車乗車時はルール・マナーをしっかりと守り、ヘルメット着用に努めること。

#### 【懲戒】

次に示す行為は特別指導（説諭、訓戒、謹慎）または懲戒（訓告、停学、退学）の対象となる。

- (1) SNS上でのスマートフォン等のトラブル
- (2) 怠学
- (3) 禁止された場所への出入り
- (4) 考査中の不正行為
- (5) 飲酒、喫煙、シンナーの吸引、薬物の乱用
- (6) 交通違反
- (7) 暴力行為
- (8) 窃盗その他破廉恥行為
- (9) 公共物の破損行為
- (10) 学校の秩序を乱し、生徒の本分に反する行為
- (11) 無断外泊
- (12) 深夜徘徊
- (13) その他校則、社会常識に反する行為

### 3 校外生活心得

- (1) 校外における言動、服装等は、常に本校生徒の誇りを傷つけぬよう留意しなければならない。生徒個人に対する評価が直ちに学校全体に対する評価となることを自覚すること。
- (2) 登下校に際しては、交通ルールを守り、他人の通行の妨げにならないよう心がけ、横隊になって歩いたり、騒いだりしてはならない。電車、バス等を利用する生徒は車内の言動に特に留意し、他人の非難を受けるようなことがあってはならない。
- (3) 友人との交際には、相互の人格を尊重しなければならない。
- (4) 男女の交際は、明朗、清純でなければならない。いやしくも外部からの誤解を招くような言動、態度は慎まなければならない。
- (5) 下校後外出の時も、あらかじめ行き先、帰宅時間等を家人に告げる。夜間の外出はつとめてさける。